

タイトル：総会での議長の議決権と出席数の扱い

< 質問 >

定期総会では、議長は議決に加わらないことになっています。ということは、議長は出席数に数えないのでしょうか？

< 回答 >

出席数に数えます。

< 説明 >

議長も区分所有者ですから、出席数に数えます。ただし、標準規約では「可否同数の場合は議長が決する」となっています。これは、議長は採決に加わらず（公正を期するため）議長自身の議決権は留保して、可否同数の場合のみ自らの議決権行使で決するという制度です。議長が採決に加わり（議決権行使）可否同数の場合にさらに議長決裁を行うことではありません。

議長は最終的には議決権を行使することがあるので当然出席者とみなし過半数決議の分母にかぞえます。なお、3/4 や 4/5 の特別決議の場合や普通決議で可否同数の規約規定がなく区分所有法による「区分所有者および議決権の各過半数」で行う場合は、区分所有者である議長は採決に加わり議決権を行使することになります。

補足） 「マンション標準管理規約」は平成 16（2004）年に改正されています。この改正で総会決議は最初から議長も採決に加わり、可否同数の場合は否決される内容に変更されています。